

今期の重点的協議事項の選定について

1 これまでの経緯

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会では、平成9年度以来、時宜に応じたテーマを定め、年間を通じて重点的に協議を行い、児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図ってきた。〈別表参照〉

年間2回～3回の審議会の中、毎年度1年間という短期間で重点事項について議論を深めてゆくことが困難であるため、今回委員の任期（令和4年8月1日～令和6年7月31日）期間中を通じて重点的に議論を深めるべき内容を選定したい。

2 R4.8.1～R6.7.31の重点的協議事項（案）

重点的協議事項	選定理由
コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき令和3年度に「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しと、それに伴う条例の一部改正を行った。 ○ 当該見直し検討作業の中では「現時点では青少年を取り巻く社会環境については、コロナ禍で見えていない部分があると推察される」とのご意見もあり、最終的に取りまとめた見直し結果の中で「令和2年から続くコロナ禍が収束した際には、あらためて課題整理していく必要がある。」とした。 ○ コロナ禍の収束の目途は未だ立たない状況ではあるが、長引くコロナ禍の中で生活様式や習慣、人との関係性の変化などから、青少年に与える影響が指摘されはじめた事例も出てきている。そのため、こうした事例や今日的な課題等について継続して情報収集を行い、国や他自治体の動きなども参考としながら、条例・その他の県の施策にどのように反映すべきかについて御議論・御意見をいただきたい。

〈別表〉児童福祉審議会社会環境部会における過去の重点的協議事項

年度	重点的協議事項	対応状況
H20	インターネットが青少年に与える弊害と対策について	携帯電話事業者と協働したフィルタリング設定に関する啓発実施（平成21年度実施）など
H21		

く H22	「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて	「神奈川県青少年保護育成条例」の一部改正など
H23 く H24	「改正神奈川県青少年保護育成条例」の施行に伴う実効性の確保について	「神奈川県青少年保護育成条例施行規則」等の一部改正による新種の個室営業への対応 薬物関係図書類の有害図書類指定 など
H25	青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発の推進について	家庭のルールづくり等を推進するための啓発資料の作成・配布、メーリングリストの整備、フォーラムの開催 など
H26	青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業への対応について	早期情報把握に関する取組、他都道府県と連携した広域的な取組、青少年及び保護者に対する周知啓発 など
H27	青少年の健全育成をめぐる今日的な課題と今後の方向性について	保護者向け条例啓発資料の改善の取組、「かながわ青少年育成・支援指針」改定に向けた検討 など
H28	神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて	青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業であるJKビジネス対策について条例の改正を検討 など
H29	JKビジネス対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について	「条例見直し」を踏まえ、JKビジネス対策にかかる条例改正の検討 など
H30	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自画撮り被害防止対策の検討 など
R 1	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について（継続）	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自画撮り被害防止対策の検討 など
R 2	青少年を取り巻く社会環境の課題と健全育成をすすめるための方策について	条例全般についての見直しを見据えた今日的な課題の洗い出しと整理 など
R 3	「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し結果について。